電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター規程

制定 平成17年4月1日 最終改正 令和5年1月11日規程第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 センターの目的は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 社会基盤を支えるワイヤレス関連先端技術分野における教育・研究を活性化し、その研究成果を積極的に技術移転すること。
 - (2) 類、専攻の枠を越えて志のある学生を、世界に通用する実践的基礎力を持つ人材に育てること。
 - (3) 産学協働による次世代無線通信技術の研究開発、技術者養成等のネットワーク形成を図ること。

(職員)

- 第3条 センターに、次の各号に定める職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 教授
 - (3) 准教授又は講師
 - (4) その他の職員
- 2 センターに、センターの目的を達成するため、本学の専任の教授、准教授及び講師の うち、センターにおいて、センター専任の教員と同等の研究活動を行う者を兼務教員と して置くことができる。
- 3 センターに、特任教員及び客員教員を置くことができる。

(研究組織)

- 第4条 センターは、教員が組織的に研究に取り組むものとする。
- 2 組織的に研究を行うために研究プロジェクトを置く。

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(ポスドク研究員)

第6条 センターに、ポスドク研究員を置くことができる。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(コンソーシアム)

- 第8条 センターに、次世代無線通信技術イノベーション創生コンソーシアム (以下「コンソーシアム」という。) を置く。
- 2 コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議 を経て別に定める。

附 則 (平成17年3月9日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規程第111号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月3日規程第62号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規程第106号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第42号)

- 1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 電気通信大学先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター教育研究職員の選考に 関する規程は、廃止する。

附 則 (平成23年3月4日規程第146号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第76号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規程第99号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第113号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月9日規程第57号)

この規程は、令和4年11月9日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第74号)

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。
- 2 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター長選考規程は、廃止 する。